

電気事業法に基づくばい煙発生施設他届出漏れ一覧

事業所	住所	対象設備	台数	設置年月	該当法令
難波営業所	大阪府大阪市	保安通信用 非常用予備発電装置 (ばい煙発生施設)	1	H4.9	第48条1項 ^{※2}
北大阪変電所	大阪府高槻市	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H4.5	第48条1項 ^{※2}
久須夜無線中継所 ^{※1}	福井県小浜市	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H2.10	第48条1項 ^{※2}
宝塚開閉所	兵庫県川辺郡	変電所用 非常用予備発電装置	2	S62.3	第48条1項 ^{※2}
新神戸変電所	兵庫県神戸市	変電所用 非常用予備発電装置	1	S55.6	第48条1項 ^{※2}
高田営業所	奈良県大和高田市	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H2.11	第48条1項 ^{※2}
湖南変電所	滋賀県大津市	変電所用 非常用予備発電装置	1	S54.1	第48条1項 ^{※2}
太田ダム	兵庫県神崎郡	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H4.8	第48条1項 ^{※2}
来日無線中継所 ^{※1}	兵庫県豊岡市	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H7.10	第48条1項 ^{※2}
温泉変電所	兵庫県美方郡	保安通信用 非常用予備発電装置	1	H7.10	第48条1項 ^{※2}

※1 無線中継所

給電指令用、送電線保護用他の情報を伝送するための無線回線の中継する局。

※2 電気事業法（現在の条項で記載）

第48条1項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その

工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

第48条2項

前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。